

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第7号））

教育長の辞職の同意について

橋本正司氏が、令和6年3月30日をもって教育長を辞職することについて、同意する。

令和6年3月28日

大阪府教育委員会

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第10条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

大阪府教育委員会通則

第4条 教育長及び委員が、法第10条の規定により知事及び委員会の同意を得ようとするときは、文書による辞職願を、委員会に提出しなければならない